

介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

対象となる場合

■在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスを利用した際の費用（介護サービスに対する1割の利用者負担分）が、医療費控除の対象となります。

① 居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している

② 居宅介護サービス計画に、次の医療系サービスのいずれかが含まれている（介護予防サービスを含む）

○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション

○ 通所リハビリテーション

○ 居宅療養管理指導 ○ 短期入所療養介護件あり

○ 複合型サービス（条件あり）

③ ②のサービスと併せて利用する場合のみ控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

○ 訪問介護 ○ 訪問入浴介護

○ 通所介護 ○ 短期入所生活介護

○ 地域密着型サービス（条件あり・認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生

活介護を除く）

※訪問介護、複合型サービスの生活援助中心型や支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは控除の対象外となります。

■介護保険施設に入所している方

① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・地域密着型介護老人福祉施設）

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と、食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象となります。

② 介護老人保健施設・介護療養型医療施設

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象となります。

※介護保険サービスに対する自己負担額（1割）と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象となります。

※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書」

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料を納めている方は、

申告の際に、健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。

■問合せ

□ 申告方法や手続きについて：青梅税務署 0428-122-13185（代表）

□ 介護保険制度（控除対象）について：高齢福祉介護課介護保険係内 143

おむつ代に係る医療費控除の申請

寝たきり状態や治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、確定申告の際に、「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定の際に主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書」

で、「寝たきりの状態であること」（B1以上）および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる場合に限り、「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」で医療費控除の申請ができます。

※「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は、市役所1階高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

■問合せ

□ 控除の対象について：青梅税務署

□ 介護保険制度について：高齢福祉介護課介護保険係内 143

高齢福祉介護課介護認定係内 146

暮らし

羽村市特別職報酬等審議会
答申

市では、平成25年9月20日(金)、羽村市特別職報酬等審議会を設置し、市議会議員の報酬や政務活動費、市長、副市長の給料額について審議をお願いしてきました。

12月17日(火)、その審議結果が市長に答申されました。

市議会議員の報酬および政務活動費の額ならびに市長、副市長の給料の額については、いずれも据え置くことが適当である。



▲答申の様子

※答申の内容は、市役所3階職員課窓口・1階市政情報コーナー、市公式サイトでご覧いただけます。

●問合せ 職員課給与厚生係

予定議案 「福生都市計画」生

(内)324

福生都市計画生産緑地地区
変更案の公告および縦覧

生産緑地地区の指定を受けた農地について、生産緑地地区の解除に関する都市計画変更案の縦覧を行います。

区の解除に関する都市計画変更案の縦覧を行います。

生産緑地地区の指定を受けた農地について、生産緑地地区の解除に関する都市計画変更案の縦覧を行います。

産緑地地区の変更について
●問合せ 都市計画課都市計画係
(内)288

業務を希望する場合

一般事務、学校事務、学校給食作業員、特別支援教育支援員、特別支援学級介助員、保育士、学習サポートターミナル図書館巡回司書、土木作業員、放課後子ども教室指導員など（資格が必要な場合あり）

募集



市の臨時職員・嘱託員の採用は登録制

臨時職員・嘱託員の採用は、

市の業務が一時的に増加した場合や、資格や経験を持つ方が必要となつた場合に、登録している方の中から条件に合う方を採用する方法（登録制）をとっています。

登録を希望する方は、職員課で手続きしてください。登録の有効期間は2年間です。登録期間中に雇用できない場合もあります。

雇用条件など

- 雇用期間は原則6か月（職種によつては1年間）
- 交通費は公共交通機関を利用した実費のみ支給
- 賃金（時給）は870円（職種により異なる）

その他

登録台帳からの雇用のほか、担当課から広報はむらなどで別途募集することがあります。

●問合せ 職員課給与厚生係
(内)328

▼日時 2月5日(水)午後1時
／会場 市役所西庁舎5階委員会室／定員 16人（先着順）
※傍聴を希望する方は、当日午後0時30分までに市役所2階都市計画課へお越しください。

第24回羽村市都市計画審議会
審議会などの傍聴

登録に必要なもの

- 臨時職員等登録台帳（市役所3階職員課窓口で記入、または市公式サイトからダウンロードしたものに記入して持参）
- 顔写真1枚（縦横各3cm以上の大さき・証明写真でなくとも可）
- 資格証の写し（資格に基づく）



広告掲載募集中

「広報はむら」に広告を掲載して、企業・事業所・商店などをPRしませんか。

申込みは、広告の掲載を希望する月の前々月の15日までです。

※詳しくは、市公式サイトをご覧いただき、問い合わせてください。
●問合せ 広報広聴課広報係
(内)339

葬儀のことなら
“安心そうしん”

式場使用料無料

そうしんホール 家族の心で、家族と共に。

葬儀受付：24時間 / 365日

0120-0-45464

<http://www.sohshin.co.jp>

有料広告